平成２５年（フ）第６号
岩手県一関市台町16番２号　市営宮沢アパート２―209
破産者　高橋　恵子
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第１４８号
仙台市宮城野区岩切字昭和北５番地の７　アートヒルズⅠ―201
破産者　芳賀　章浩
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８２号
山形県米沢市春日２丁目３番２号　フリューゲルハイム101号室、前住所山形県米沢市木場町４番25号　クレストール木場町Ｃ―101号室
破産者　遠藤　正利
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第２号
山形県米沢市信夫町５番14号、開始決定時の住所山形県米沢市広幡町成島1360番地の１
破産者　佐藤　　久
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第７号
埼玉県北本市中央１丁目31番地　センチュリー北本202、開始決定時の住所山形県米沢市城南１丁目９番11号
破産者　駒形商店こと　駒形憲治郎
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第６９９号
川崎市川崎区大島４丁目１番17号　パルグランデ102、開始決定時の住所東京都大田区千鳥２丁目40番７号
破産者　當銘　　武
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
富山県富山市五福4644番地６、住民票上の住所富山県高岡市西海老坂787番地２
破産者　瀬野　則子
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第４０号
長野県須坂市墨坂南１丁目３番16号　ディアスＣ棟101号室、前住所長野市松代町松代371番地の１
破産者　室賀　幸治
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４４号
名古屋市中川区柳堀町１番22号
破産者　加藤　明彦
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６８９号
愛知県瀬戸市中水野町１丁目371番地　ノーサイドマンション401、開始決定時の住所愛知県瀬戸市本郷町987番地
破産者　岡野　　貴
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８３２号
名古屋市港区福田１丁目1118番地　グランディールＤ棟201号
破産者　徳島　祐次
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９１号
名古屋市東区泉２丁目12番11号　フローラル泉703号
破産者　石原　富夫
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９号
京都府綾部市西町３丁目南大坪39番地の２
破産者　田中　悦子
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第３８４８号
大阪市鶴見区鶴見１―６―59　森都ＯＳＡＫＡウエストヴィル915号室藤田正晴方、開始決定時の住所大阪府東大阪市楠根３丁目３番16号
破産者　徳田　逸江
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１２６号
大阪府南河内郡河南町大宝４丁目５番12号
破産者　菱川　義親
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２２４号
大阪府東大阪市西岩田３丁目４番33号1101号室、開始決定時の住所大阪市中央区瓦屋町２丁目７番11―502号
破産者　吉村　真造
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部